

日本科学史学会賞選考に関わる実施細則

(2006年6月11日全体委員会決定)

(2017年6月25日全体委員会改定)

(2023年5月26日全体委員会改正)

日本科学史学会の各賞の選考に関わる実施細則を下記の通り定める。

1. 日本科学史学会学術賞に関する実施細則

a. 選考プロセスは下記の通りとする。

- ①候補対象を自薦・他薦で募る。
- ②選考委員会で選考をおこなう。

b. 選考対象範囲は下記の通りとする。

- ①授与年の前年の4月末日を起点としてそれ以前の過去10年間に公刊された作品を対象とする。
- ②授賞にふさわしい作品がない場合には、該当なしとする。

c. 賞状等に関して

賞状および記念品を贈呈するものとする。

2. 日本科学史学会論文賞に関する実施細則

a. 選考プロセスは下記の通りとする。

- ①論文賞の対象となる各雑誌の編集委員会から候補対象論文に関して、推薦を受ける。
- ②候補対象論文に関して、選考委員会で選考をおこなう。なお、選考委員会は独自に候補対象論文を付け加えることができるものとする。

b. 選考対象範囲は下記の通りとする。

- ①授与年の前年の4月末日を起点としてそれ以前の過去3年間に公刊された論文を対象とする。
- ②授賞にふさわしい論文がない場合には、該当なしとする。

論文賞に関しては、一分野に偏らないような配慮をする一方で、賞としての水準を保つため、ある特定分野で受賞にふさわしい適切な論文がない場合には当該分野で該当なしとなっても良いこととする。

c. 賞状等に関して

賞状および記念品を贈呈するものとする。

3. 日本科学史学会学術奨励賞に関する実施細則

a. 研究歴の短い研究者とは下記のいずれかに該当する者を指すものとする。なお下記の各規定における年月の算定に当たっては、授与年の3月末日を算定日とする。

- ①科学史および技術史の研究により課程博士の授与を受けた者は、その授与日から5年以内の者。
- ②科学史および技術史の研究に関わる大学院に在籍中の者、または在籍したことのある者（ただし課程博士の授与を受けた者を除く）に関しては、大学院入学日からおおむね10年以内の者。
- ③科学史および技術史の研究に関わる大学院に在籍したことのない者に関しては、科学史および技術史に関わる研究の開始から10年以内の者。なおこの場合の研究開始日は、科学史および技術史の研究に関わる最初の論文の受理日の1年前とする。

b. 選考は下記のように実行するものとする。

- ①課程博士修了者または修了予定者に関しては、本人の申請を受け付けるものとする。（その際に、博士論文のコピーおよび推薦状の提出を受けるものとする）
- ②科学史および技術史に関わる出版物および論文などに基づく場合は、選考委員会で選考する。
- ③授賞にふさわしい者がいない場合には、該当者なしとする。

c. 賞状等に関して

賞状および記念品を贈呈するものとする。

4. 日本科学史学会特別賞に関する実施細則

a. 顕彰すべき特別な事由がある場合を対象とする。

b. 研究の進歩と普及に貢献した出版物・作品等の選考については、学術賞に準ずるものとする。

c. 賞状等に関して

賞状および記念品を贈呈するものとする。